

赤穂市ネーミングライツ審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤穂市ネーミングライツ審査委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱第8条の規定に基づき、ネーミングライツ・パートナーの優先候補者の選定を公正かつ適正に行うため、赤穂市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、ネーミングライツの応募について、次の事項によりその内容を審査し、優先候補者の選定を行うものとする。

- (1) 項目別審査（ネーミングライツ料、愛称案、経営の安定性、地域性）に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業実施に必要な事項に関する事務

(委員)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 市長公室長
- (4) ネーミングライツ事業の対象となる施設等を所管する部長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1号に規定する業務は、この限りではない。

4 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ネーミングライツ事業の対象となる施設等を所管する課におい

て処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。